

多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託に係る プロポーザル方式による事業者の選定について

1 公募型プロポーザル方式による事業者の選定について

第1層生活支援体制整備事業業務委託について、令和6～8年度の3年間の契約期間が満了となるため、令和9～11年度の受託団体の選定を公募型プロポーザル方式により実施する。

2 予定契約期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日

3 契約目途額(消費税及び地方消費税相当額を含む)

3,600万円

第1層生活支援コーディネーター業務分	800万円×3箇年
住民参画・官民連携推進事業業務分	400万円×3箇年

【財源構成】

	地域支援事業交付金(国)	地域支援事業交付金(都)	一般財源
第1号被保険者 (65歳以上) 23%	38.5%	19.25%	19.25%
介護保険料	税金		

4 事業の概要

生活支援体制整備事業は、介護保険法第115条の45第2項第5号に規定された地域支援事業の1つであり、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を続けられるよう、介護保険サービスだけでなく、地域の支え合いの活動や民間サービスなども含めた生活支援の充実を図るものである。

地域ニーズや既存の資源を把握し、不足するサービスや活動の創出につなげることで、地域における生活支援体制の整備を進めています。

第1層生活支援体制整備事業では、第1層生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様な主体で構成される第1層協議体を運営し、関係者間のネットワークづくりや地域ニーズと活動のマッチングなどを行っている。

令和6年度からは住民参画・官民連携推進事業業務を合わせて実施し、タウンミーティングやワークショップの開催、多様なサービス・活動の実現に向けたプロジェクトの支援などを通じて、地域の支え合い活動の活性化を図る。

5 経緯

平成29年度から令和5年度までは、一般社団法人 多摩マイライフ包括支援協議会に委託し、第1層協議体(多摩市まるっと協議体)を設置した。「移動」「生活支援」「啓発」をテーマに、地域課題や支え合い活動について検討をすすめるとともに、居場所づくりや移動支援のモデル事業を実施した。

令和6年度からは社会医療法人 河北医療財団に委託し、第2層生活支援コーディネーターや関係機関との連携強化のもと、地域資源や地域課題の共有する仕組みを構築した。また第1層協議体や課題別プロジェクトを運営し、地域課題の解決や情報共有・連携強化に取り組んだ。

令和9年度からは、地域支援事業実施要綱等の改正を踏まえ、第1層生活支援コーディネーター業務と住民参画・官民連携推進事業を一体的に委託し、地域の支え合い活動の更なる活性化を図る。

6 スケジュール(予定)

日 時	項 目	備 考
令和8年5月8日(金)	第1回審査委員会開催 (選定方針、審査基準の確認等)	
6月16日(火)	指名業者選定委員会付議	伺等提出期限 6月2日(火)
7月20日(月・祝)	たま広報(7月20日号)及び多摩市公式ホームページにて公示	6月17日(水)原稿〆切
7月24日(金)～8月13日(木) 午後5時まで	募集要項配布期間 質問・参加申し込み期間	■提出書類 ①プロポーザル参加申込書 ②法人に関する書類一式
8月20日(木)	参加決定通知	
8月20日(木)～9月25日(金) 午後5時まで	企画提案書等の提出	■提出書類 ①企画提案書 ②経費見積書
10月5日(月)	第1次審査	書類審査
10月13日(火)	第1次審査結果通知	
11月9日(月)	第2次審査 第2回審査委員会による最適受託候補者決定	プレゼンテーション及びヒアリング
11月25日(水)	指名業者選定委員会への報告、最適受託候補者決定	
12月4日(金)	決定結果通知発送	
令和9年3月31日(水)	契約締結	

以上